

年末年始労働災害防止強化運動を実施します！

令和7年11月25日（火）



丘里地区工業協議会会長（株式会社ギンビス
赤荻取締役、右）に要請する高橋署長（左）

古河労働基準監督署（署長 高橋 晴夫）では、令和7年12月1日から令和8年1月31日までの期間にかけて、下記労働災害の防止を重点とした「年末年始労働災害防止強化運動」を実施いたします。

同運動の実施に際し、丘里地区工業協議会を中心とする管内の労働災害防止関係団体（17団体）に対し、同運動の推進に向けた協力を要請しました。

これから迎える年末年始は、繁忙期や大掃除等の非定常作業が重なって、労働災害の発生が懸念される時期でもあります。

事業者の皆様におかれましては、慌ただしい年末年始における労働災害防止を徹底し、労働者全員が良い新年を迎えるよう、安全対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 清掃作業時における労働災害（脚立からの転落、腰痛等）
- 2 機械の点検・整備・再稼働時における労働災害
- 3 冬季転倒災害（凍結した路面・通用口での転倒等）
- 4 交通労働災害